

4-3 基本計画

(1) 敷地、配置計画

建設予定地は、現存建物の北側の隣接地25m×50mのエリアに無理なく納まる外形としなければならない。当予定地の北側には周辺地域の生活排水等が海へ流れ込む排水路があり、将来この排水路は廃止されるか、暗渠になる予定であるが、建物本体がこの水路の上部にまで延びることは、構造上好ましくないので、水路の手前5m程度の範囲で納まる大きさとする。

新番組制作棟完成後は、テレビ局の機能がこちらに移るが、ラジオおよび事務、庶務部門は旧館に残るので旧館との連絡は依然として必要で、新旧の動線及び将来計画への動線は充分に考慮されねばならない。

東側の前面道路に面した部分が正面となり主要出入口が設けられることになるが、大道具や機器の搬入、放送機器、建機設備のメンテナンスのためのアプローチ等は、バックヤードからとなるので、将来用の北側埋立地から西側に回り込むサブアプローチを確保しておく。

現在のパーキングスペースには、新番組制作棟が建設されるので、これに代わるパーキングスペースを北隣の埋立地に予定する。

(2) 建築計画

予定地は東側前面道路より平均1mほど下がっており、現有建物は2階部分が主要玄関となっている。新番組制作棟においてもこの考え方を踏襲し、建物の道路側の一部を2階建とし、主要出入口、ニューススタジオ関係諸室を2階部分にとる。制作スタジオは大空間であり、かつ大道具の搬出入口の便を考慮すれば、サービスヤードと同じレベル、即ち地上階が望ましいので1階部分とする。トイレや通用門も1階部分に設け、他はピロティーとしてRTD側の将来計画に活用できるスペースとしての可能性を留保する。

新番組制作棟の予定地は、ボーリング調査の結果、地下20m以内には、岩盤の存在が確認できなかったが、2~3mの間に非常に圧密性の高い層があり、かつその上の盛土層にも5t/m²の地耐力が期待できることが判明しているため、浅い根入れの無梁版による直接基礎を採用

する。この場合、柱のパンチングシェアーの補強のため柱ごとにフーチング状の底板を設ける。

地上部分の躯体は、ジブティ市内の主要建築の主流である鉄筋コンクリート造とし、コンクリート量が少なく、かつ構造的に安定しているラーメン構造を採用し、耐震的、遮音的に必要な部分の壁、柱、梁、床および屋根を鉄筋コンクリート造とし、他の部分の壁はジブティ市の公営住宅等で使用されているコンクリートブロック造とする。

仕上材は、各種市場に出回っているが、すべて輸入品である。テラゾーブロック、タイル、吸音ボード、木毛セメント板など本計画にも十分使用できそうである。アルミ製サッシは普及しているが高価であり、スタジオに使用する防音建具をはじめとする金属製建具やスタジオ内装に使用する特殊内装材は、日本から持ち込む。

ジブティ市は、世界で最も暑いといわれる所である。北緯12°の同市では日中の太陽高度が高いため、屋根面での断熱が重要である。また、庇を出すことにより外壁面の日射量を最小限にとどめる。

建設予定地周辺には、空港、駅といった特別の音源はないが、東側に巾目20mの道路があるので、スタジオの外壁側は2重壁とし、屋根面には鉄筋コンクリートスラブの他に乾式工法による遮音層を設ける。スタジオ内における騒音レベルはNC-25程度に押さえるよう設計する。

本制作棟は、全般に遮音上、防塵対策上、開口部が少ない建物となる。会議室を除いては、必要最小限の出入口、給排気孔、ガラのりは、開口部を設けない。このため、外観が平坦かつ変化ないものになりがちなので、全体に水平の庇を回し、柱型、梁型を出した外観とし、変化を持たせる。

番組制作センターの基本設計図を図4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6に示す。

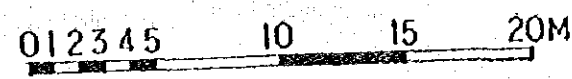
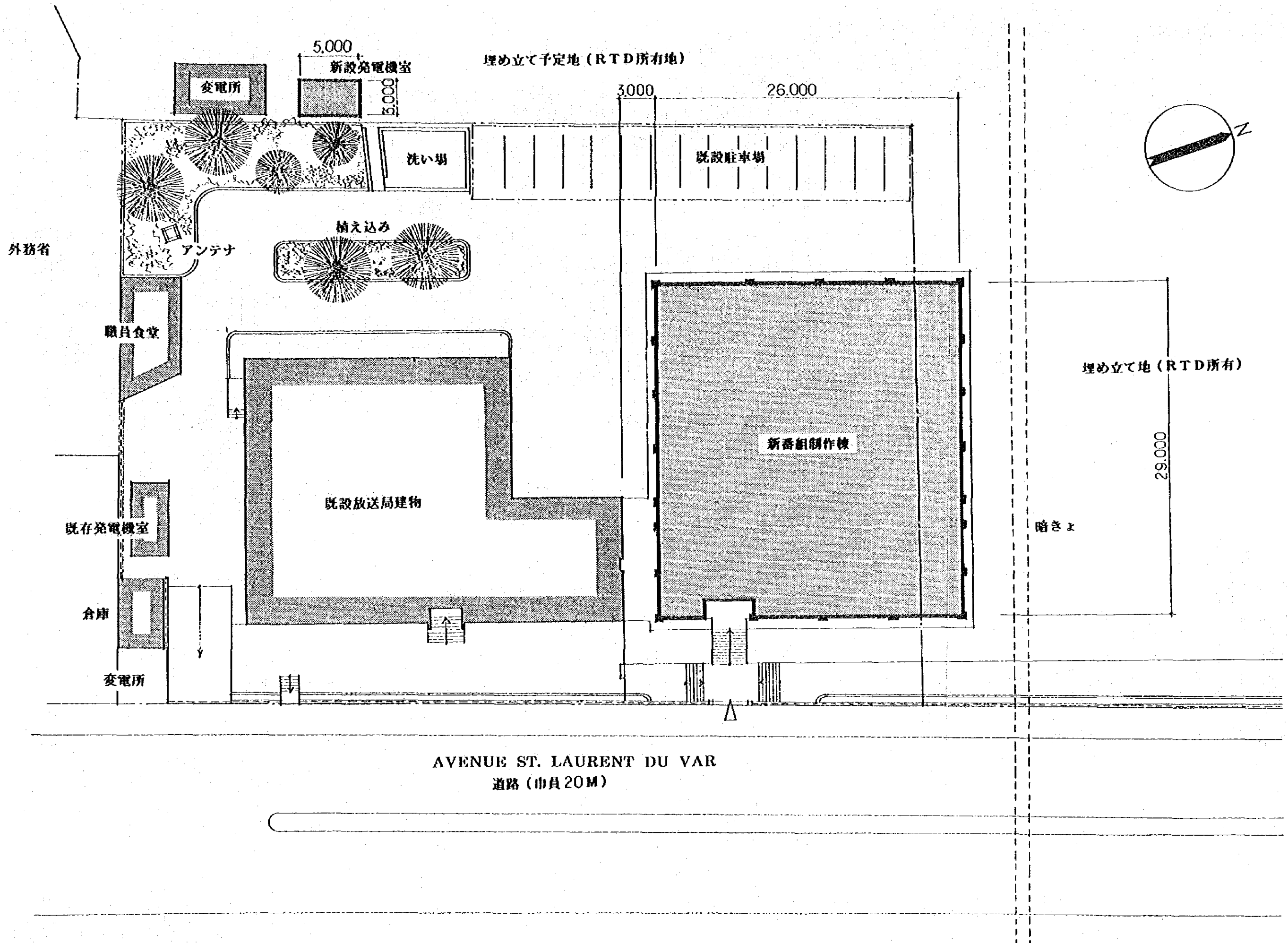


図4-1 番組制作センター基本設計図 (配置図)

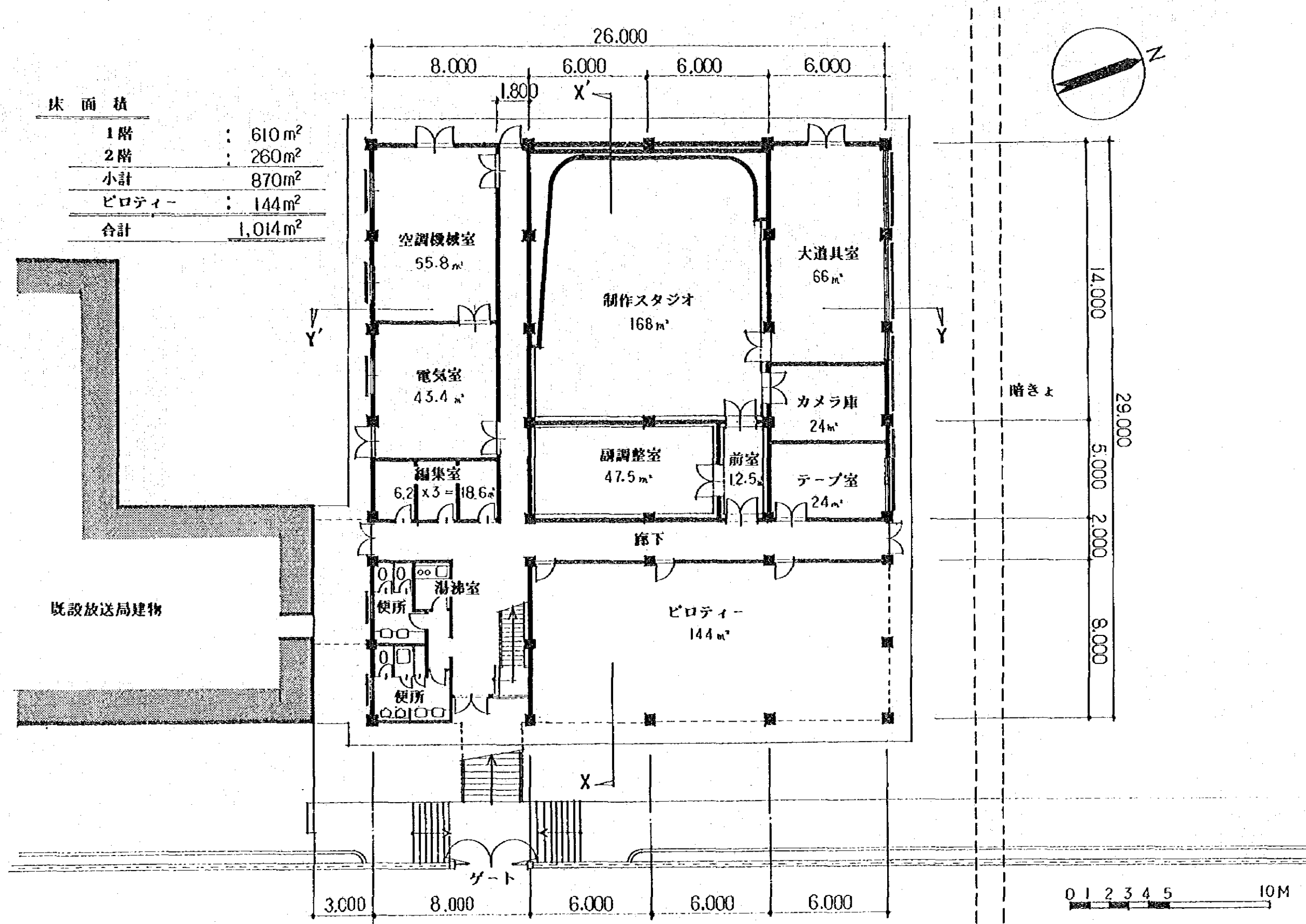


図4-2 番組制作センター基本設計図 (1階平面図)

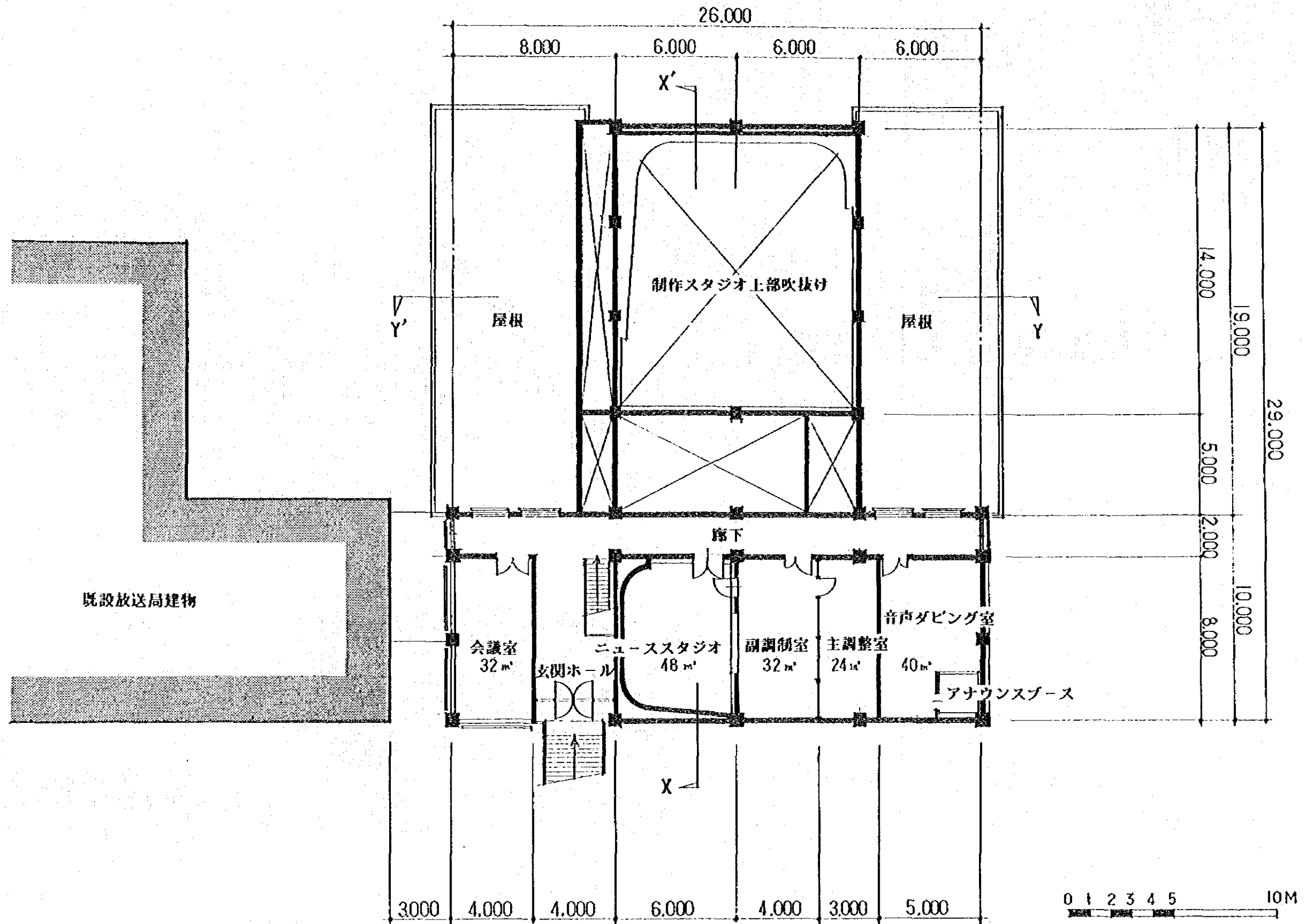
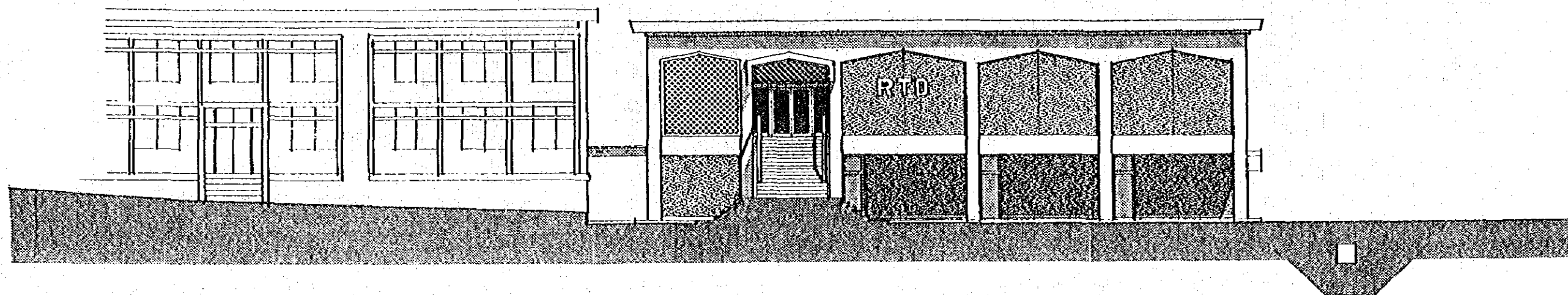
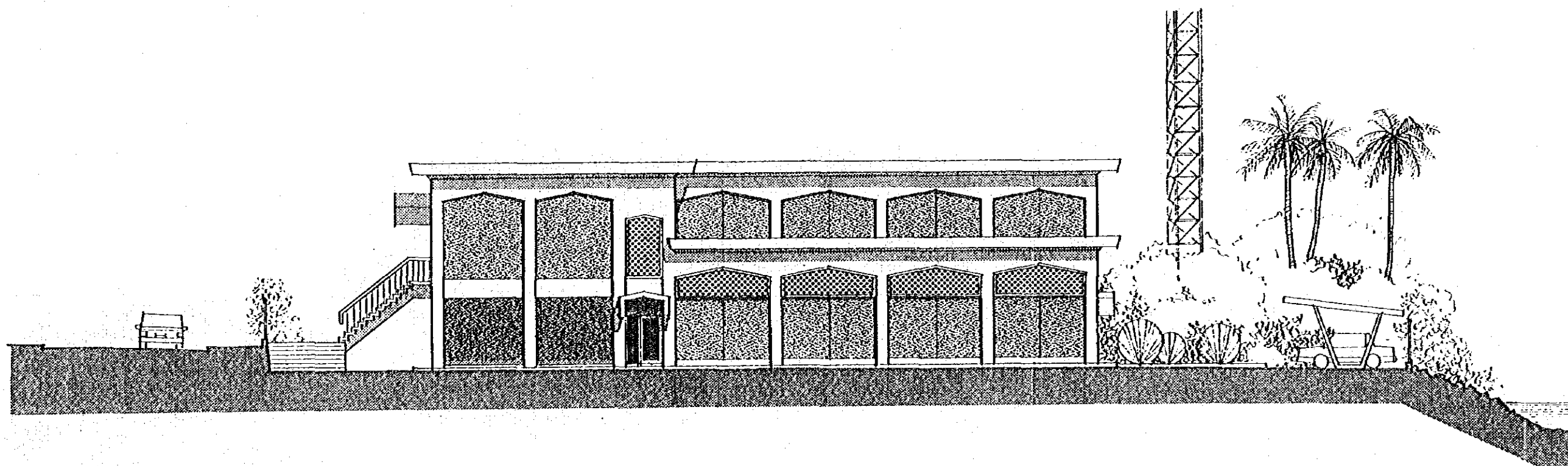


図4-3 番組制作センター基本設計図 (2階平面図)



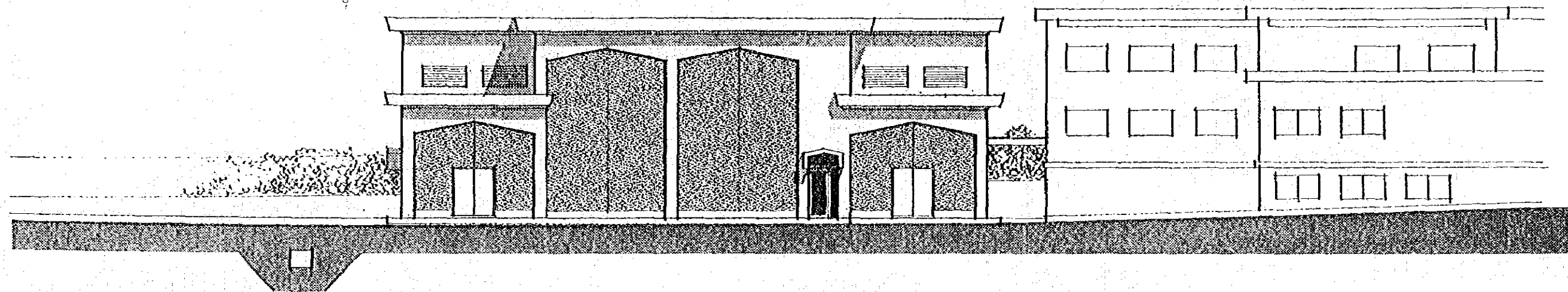
東側立面図



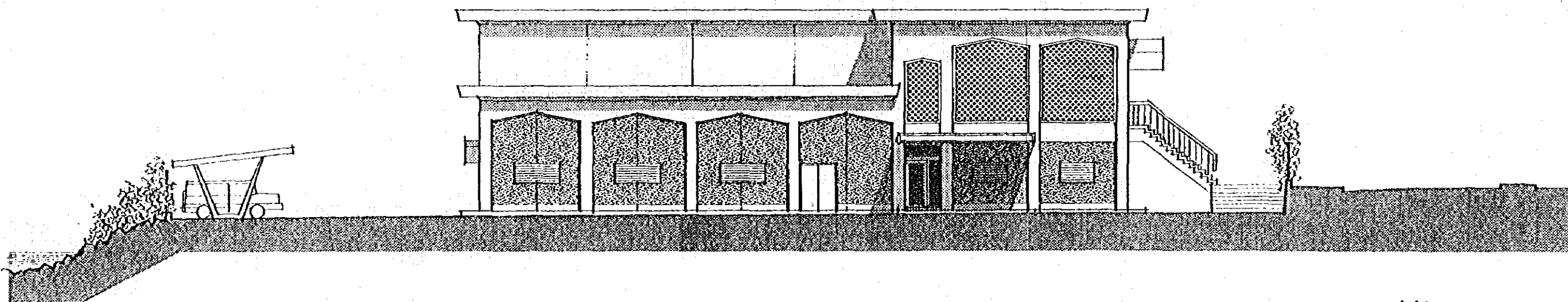
北側立面図

0 1 2 3 4 5 10M

図4-4 番組制作センター基本設計図 (立面図-1)



西側立面図



南側立面図

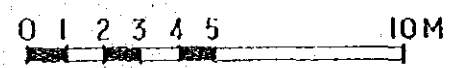
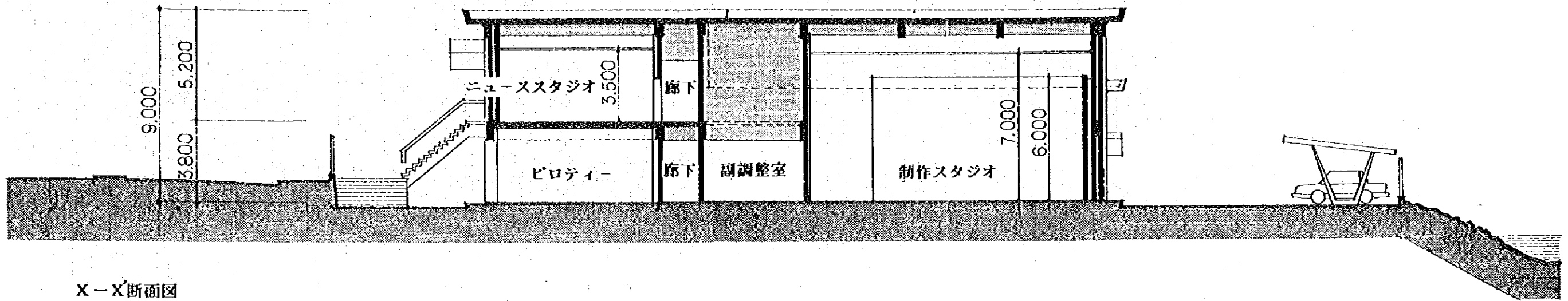
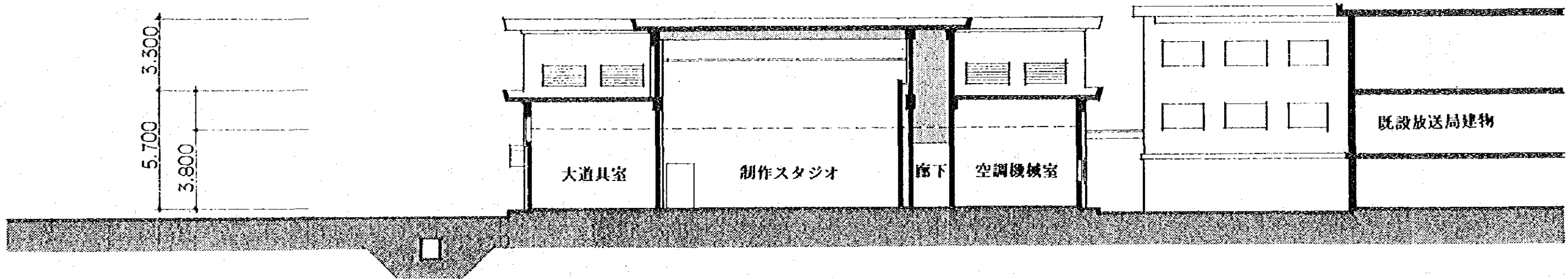


図4-5 番組制作センター基本設計図 (立面図-2)



X-X断面図



Y-Y断面図

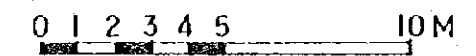


図4-6 番組制作センター基本設計図 (断面図)

(3) 建築設備計画

新番組制作棟は、約350kVAの電気容量を必要とするので、新たに東側道路地下ケーブルから引き込むことになる。非常用電源として30kVAの発電機を新たに備え、運転時の騒音対策を考慮してスタジオから離し、別棟に納める。

スタジオをはじめとするすべての居室(テープ倉庫を含む)に冷房が必要である。スタジオは空冷パッケージによる消音ダクティング方式の集中冷房を行い、制作スタジオ関連諸室とニューススタジオ関連諸室とは別系統にする。編集室・テープ庫・ダビング室・会議室は室ごとの個別システムとし、防塵対策を考慮してセパレート型空冷式の冷房設備を設ける。この際、屋外機は、外観上、周辺からあまり目立たない屋根面に設置する。

給水は1階にのみ必要である。水圧は十分あるので直結できる。湯沸室の熱源は電気とし、強制排気を行う。

汚水および雑排水に関しては、ジブティ国側に水質基準が定められていないので、浄化槽を設け処理した後に海へ放流する。

電話設備については、配管のみが本工事となる。旧館、副調整室、マスターコントロール室間にインターフォン設備を設ける。また必要最小限のTV共聴設備、火災報知設備、時計設備を設ける。

(4) 番組制作設備計画

前記(4-1-(2))、番組制作設備の設計方針の下に、それぞれの機能室に設備される主要機器および測定器等の主要共通機器構成は次のとおりである。なお総合システム系統図は図4-7のとおりとする。

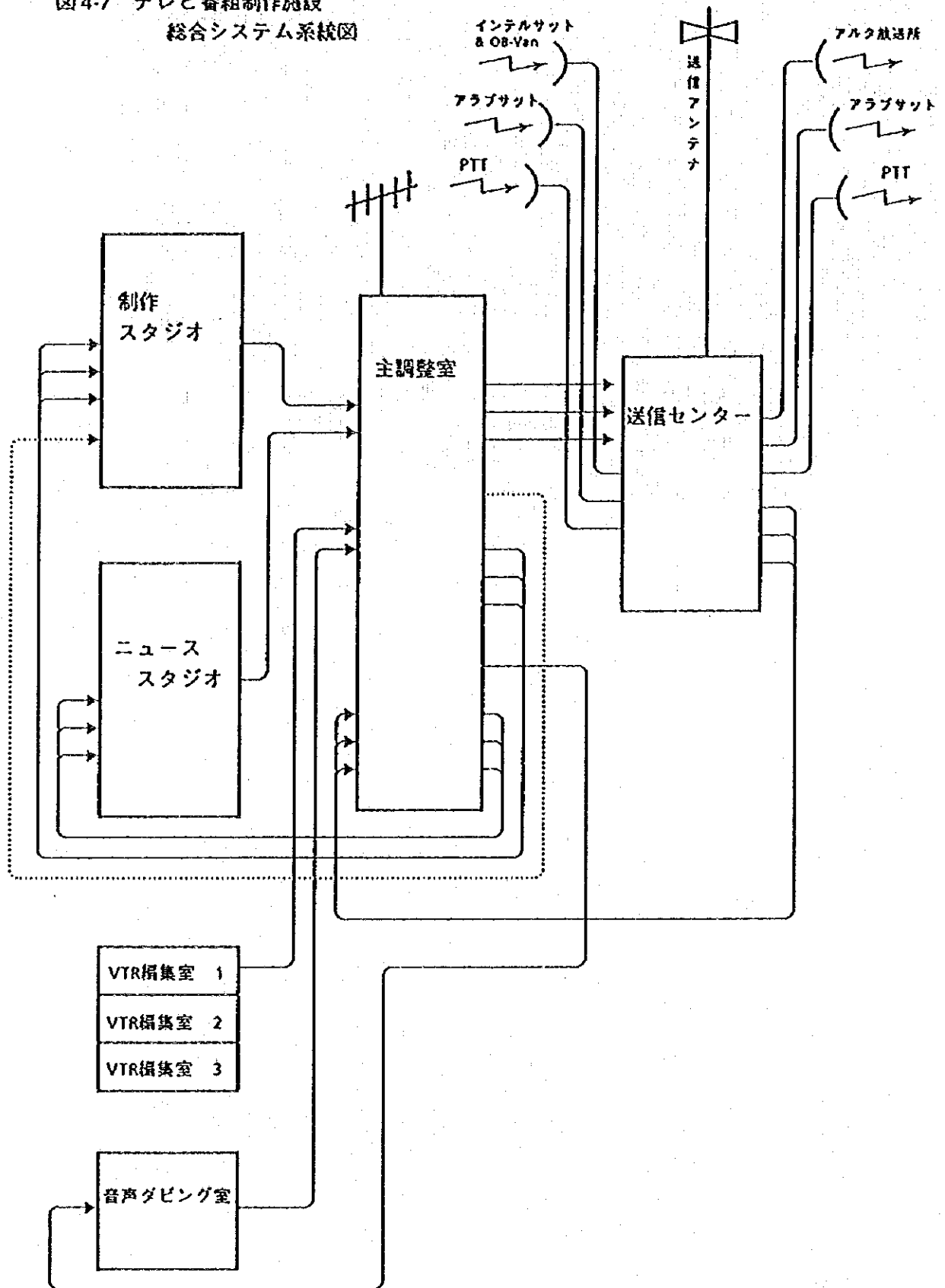
1.) 第1スタジオ(制作スタジオ)		
1.1)	カラーカメラ (3CCD)	3式
	カメラ制御器	3
	ズームレンズ	3
	三脚ドリー、ペDESTAL	3
1.2)	キャプション・スキャナー	1
1.3)	文字発生器 (フランス語、アラビア語)	1
1.4)	映像調整装置	1
	(16入力、クロマキー、特殊効果を含む)	
1.5)	映像モニター	1式
	プレビューモニター(白黒)	8
	カラーモニター	3
1.6)	VTR	2
	1/2インチ VCR	
1.7)	グラフィック発生装置	1
1.8)	音声機器	1式
	音声調整装置	1
	(16入力、エコー装置を含む)	
	テープ録音再生機	2
	円板再生機	2
	カセット・テープ プレイヤー	1
	音声モニター	1
	電話放送装置	1
	トークバック装置	1式
	CDプレイヤー	1
	マイクおよびマイクスタンド	1式
1.9)	照明装置 (電源容量 80kVA)	1式
	調光器	1式

照明制御装置	1
照明器具	1式
懸架装置	1式
1.10) スタジオ内モニター	
映像、音声モニター	各1
2.) 第2スタジオ (ニュース・スタジオ)	
2.1) カラー・カメラ	3式 ※現用移設
2.2) プロンプター	2
2.3) キャプション・スキヤナー	1
2.4) 文字発生器 (フランス語、アラビア語)	1
2.5) 映像調整装置	1式 ※現用移設
2.6) 映像モニター	1式
レビューモニター(白黒)	8
カラーモニター	3
2.7) VTR	
3/4インチ VCR	2 ※現用移設
2.8) 音声機器	1式
音声調整装置 (12入力)	1
テープ録音再生機	2
円板再生機	2 ※現用移設
カセット・テープ プレイヤー	1
音声モニター	1式 ※現用移設(1)
トークバック装置	1式 ※現用移設
2.9) 照明装置 (電源容量 25kVA)	1式
調光器および制御器	1式
照明器具	1式
懸架装置	1式

2.10) スタジオ内モニター		
映像、音声モニター	1式	※現用移設(各1)
3.) 音声ダビング室		
3.1) 音声機器		
音声調整装置 (12入力)	1式	
マルチトラック・テープ録音再生機 (8トラック)	1	
テープ録音再生機	2	
円板再生機	1	
カセット・テープ プレイヤー	1	
マイクロホン、モニター等	1式	
3.2) 映像機器		
VTR (1/2インチ VCR)	1	
カラーモニター、20インチ、9インチ	各1	
3.3) 同期制御装置	1	
(VCR — マルチトラック・テープ)		
4.) VTR編集室		
4.1) VTR (1/2インチ VCR)	2	
4.2) 映像、音声モニター	各1	
5.) 主調整室		
5.1) 主調整装置	1式	
映像、音声切替装置	1	
映像処理増巾器	2	
タイムコード発生機、読取機	1	
フレームシンクロナイザ	2	
テレビ方式変換装置	1	※現用移設
ク	1	
同期信号発生器	1	
テスト信号発生器	1	

波形モニター、ベクトル・スコープ、カラーモニター 各 1	
1/2インチ VCR	2
3/4インチ VCR	1 ※現用移設
映像、音声モニター	1式
5.2) 時計装置 (親時計、子時計)	1式
5.3) テレビ共聴装置	1式
5.4) 室間連絡装置 (インターカム)	1式
6.) ENG装置	
6.1) 1/2インチ ENG機材	1
6.2) 1/2インチ VCR (ポータブル)	1
7.) 測定器、工具等	
オッシロ・スコープ (台車つき)	2
ベクトル・スコープ (台車つき)	1
テスト信号発生器	1
音声歪率測定器	1
映像アッテネーター	1
音声アッテネーター	1
回路試験器	5
メガオーム・メーター	1
アース・メーター	1
工具セット	5
電圧計	1
映像標準テープ	2
音声標準テープ	2
テストパターンボックス	1

図4-7 テレビ番組制作施設
総合システム系統図



4-4 施行計画

(1) 施工計画

調査の結果、鉄筋コンクリート造と補強コンクリートブロック造はジブティ市では一般的に行われており、躯体関係の資材、業者については問題ない。

躯体工事においては施工レベルの保持と工程管理がポイントとなるが、スタジオ関連の工事においてはスタジオの性能に大きくかわる要素が多いので、スタジオ仕上工事、スタジオ建具工事、空調設備工事には、日本から技術指導員の派遣が必要となる。

建設資材については、セメント、鉄筋等、建設のための主要基材は全て輸入に頼らざるを得ない状況にある。その他、内外装資材についても全て輸入品を使うことになる。幸いジブティ市は港湾都市であり、プロジェクト・サイトは市内の大通りに面しており、資材の輸入、輸送には問題はない。

工事の着工が予定どおり行われるためには、予定地の地上障害物の撤去、整地、必要な埋立て、北側を流れる水路の処理工事がジブティ国側の負担で、完了していなければならない。

本計画は、現有の局舎で放送を続けながら隣接地で工事を実施し、かつ現有局舎で使用中の一部の機器の移設が前提となっており、建物完成後、テレビ放送部門の大半の機能が移って来るといふものであるため、日本側工事担当者とRTDとの間で綿密に打合せを行い、詳細な実施工程を作成し施工を行う必要がある。

コンサルタントは、日本国政府の無償資金協力の方針に従って着工から完成引渡しまでの一貫した要員計画を行い、基本設計の主旨に基づき、関係者との密接な連絡を保ちつつ、的確な意見調整を行って、円滑な工事の進行の指導、助言を行い予定施設の完成に勤める。

(2) 施工監理計画

本計画では、テレビスタジオ2室と、それぞれ制御するための調整室等を備えたテレビ・センターを建設する。この建物の中では数十kmとも数百kmとも云われる映像、音声、照明等の信号ケーブル、電源ケーブル、それに各機能室、機器類をコントロールするための制御用ケーブル等が複雑に行き交うことになる。

建物と設備とが一体となってその機能を発揮するわけで、建築設備は勿論、実際の工事にあたって、建物と設備の融合について充分の配慮が必要である。限られた期間内に円滑にかつ効率よく工事を遂行するため、適切な技術者を適切な時期に派遣する必要がある。

このテレビ番組制作センターに設備されるテレビ機材は殆どが日本から、海上を長距離輸送される。輸送の遅れは工期に直接影響するので、現地での陸揚げも含めて、輸送には周的な準備と監理が必要となる。

このような点から経験豊富な業者を選定するとともに実施工程を十分に検討し、綿密な工程の設定が必要である。

本計画では、予定敷地は、工事を始めるにあたって海岸を一部埋立てることになっており、この部分はジブティ国側工事となるので、円滑な施工が出来るようよく連携を保ち、協力しあうことが必要である。

コンサルタントは実施設計を行い、施工監理についても適切な要員を配置し、日本側関係機関はもとより、ジブティ国側関係機関とも密接な連絡をもって円滑な工事の実施に努める。また諸問題、事故等を未然に防止するため、あるいは発生した諸問題に対し、適切で遠やかな助言指導を行う。

(3) 工事範囲

本計画実施に関する日本およびジブティ両国の負担工事範囲は概ねつぎのとおりである。

1) 日本国側負担工事

a) 建築工事

テレビ番組制作センター棟

b) 基幹工事

給排水設備

受配電設備

c) 資機材

- テレビ番組制作、送出に必要とされる機材、設備
- 上記機材、設備を保守、維持するに必要な機材(測定器等)

d) 関連業務等

日本国からジブティ国内計画敷地までの資機材輸送

2) ジブティ国側負担工事

a) 敷地、外構工事

- 敷地の確保、整地および障害物の除去
- 外柵、塀工事
- 植栽工事

b) 基幹工事

電力、水道、電話引込み、排水接続

c) 家具、什器

必要な家具、什器の調達

d) 手続業務等

- 銀行取り決めに伴う費用
- 免税手続きに伴う費用
- 通関および内陸輸送に係わる必要な措置

- 認証された契約に基づき、計画実施にたずさわる日本人に対してジブティ国内で課せられる関税、国内税、その他の財政課徴金に対する免税手続き
- 同上の日本人が業務を遂行するためのジブティ国への入国、滞在に必要な便宜
- 本計画により供与、建設される機材および施設が適正かつ効果的に運営されるための維持管理

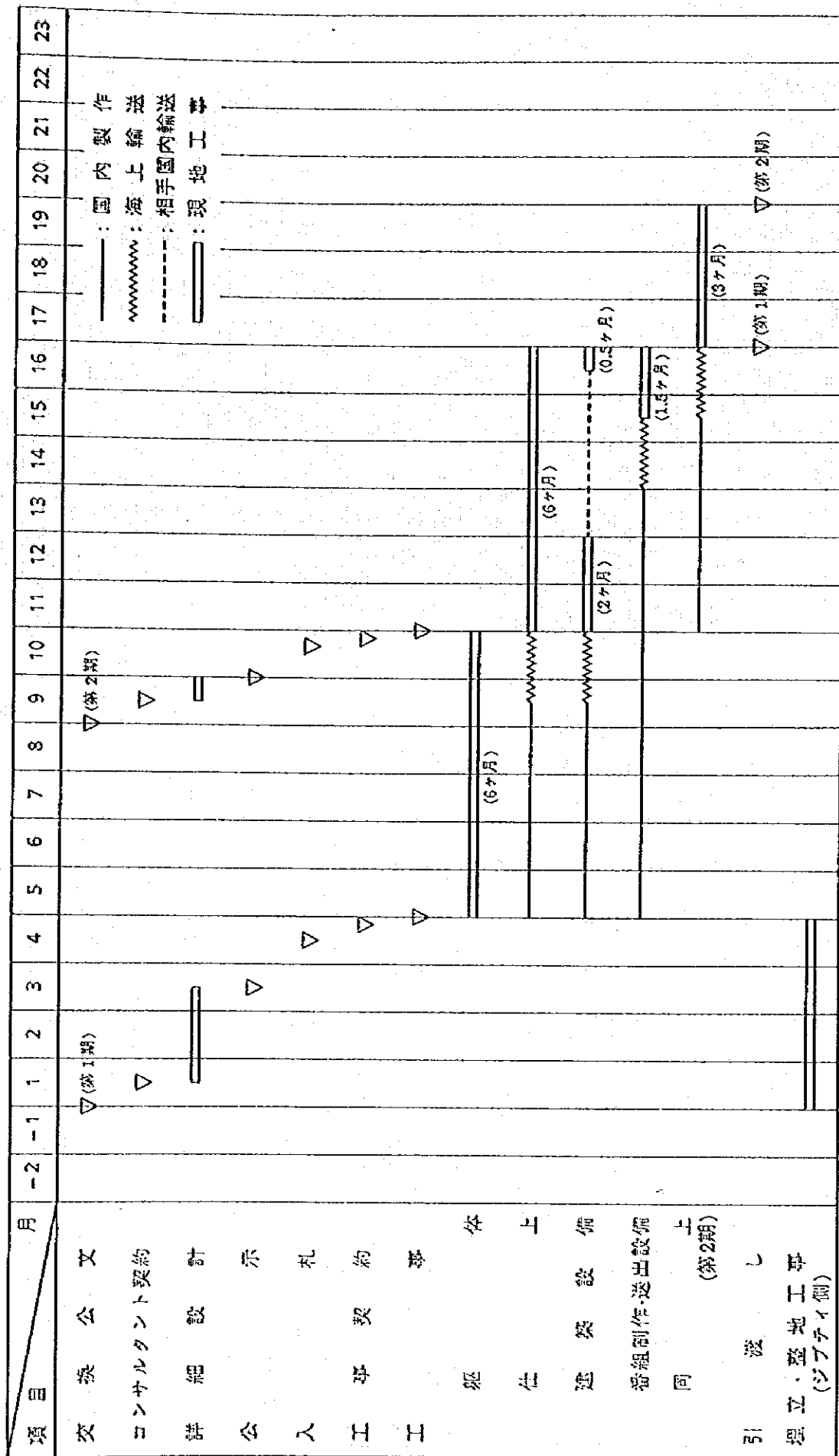
(4) 実施スケジュール

本計画実施についての手順は、日本国政府とジブティ国政府間の交換公文締結後、ジブティ国政府と本邦コンサルタント会社との間で設計監理契約が締結され、実施設計、入札書類の作成の後、日本の業者を対象として入札が行われる。

入札審査後、工事契約を締結し、建設工事に着手する。

工事期間は工事契約後、海上輸送を含めて15ヶ月を要する。概略工程は次頁図4-8のとおりである。

図4-8 ジブティ共和国テレビ番組制作施設整備計画・実施スケジュール



4-5 概算事業費

本プロジェクトの実施に要する概算事業費は下記のとおりと見込まれる。

(1) 日本側負担の事業費

日本側負担の事業費総額は約8億2,000万円と見込まれる。

(2) ジブティ国側負担事業費

ジブティ国側負担の事業費総額は約1億5,000万ジブティ・フラン(邦貨換算約1億2,300万円)と見込まれる。

その内訳は以下のとおり。

- a. 敷地埋立工事
- b. 給排水引込接続工事
- c. 電力引込工事
- d. 電話引込および内線工事
- e. 外柵および門扉工事

計

150,000,000 FD

第5章 事業の評価と結論

第5章 事業の評価と結論

プロジェクトの目標

ジブティ国は独立後わずかに13年の若い国で、強い意欲をもって国家開発・国民生活の向上に取り組んでおり、RTDはテレビ放送の内容にも、独立国としての主体性を打出すために努力している。

しかしRTDは老朽化した局舎の中で狭小なテレビスタジオが1室しかないため、自主的な番組制作が局限され、外国番組で全放送時間の80%を埋めているのが現状であるが、テレビ放送はすでに国民生活に深く入りこんでいる。RTDによると、テレビ放送は人口の70%をカバーしており、受像機数(25,000台)に基づく見積もりでは、国民の半数が毎日視聴している。しかし受像機数は実際にはもっと多いとみられる事、放送以外に大衆向けの情報媒体が事実上ない事などを考えると、視聴者実数は見積もりを相当上回るものとRTDはみている。

事実ジブティ市内では、路傍のテレビ受像機にいつも大きな人だかりがしており、人々がテレビ放送に強い愛着を持っている事をうかがわせる。

本プロジェクトの目標は、テレビ番組制作施設を整備する事によって自主制作番組を増やし、テレビ放送が持つ大きな影響力を活用して、国造りのための主体的な努力を国民に呼びかける事をめざしている。

プロジェクトの裨益効果

RTDはプロジェクト完成に伴って自主制作する番組として、国家開発、児童教育、生活向上、伝統文化をテーマとする番組を優先させ、更に学校教育、成人教育、職能訓練の番組など幅広く制作したいとしている。

RTDは自主制作番組の比率を、全体の80%にまで高める事をめざしているが、上記の様な番組の制作は現在ほとんど手つかずの状態である。従ってこれらの番組を中心としてテレビ放送の内容が刷新されれば、国民の意識改革・教育訓練・生活向上をもたらす上で、大きな実

効をあげる事が期待できる。

特に国民が国家開発事業に積極的に参加する事によってもたらされる社会・経済的利益、児童・成人に対する教育的効果、保健衛生・家族計画・食品栄養などの知識啓発に基づいて生活水準が向上する事による便益など、プロジェクトの裨益効果は極めて大きくなる事が予想される。

ジブティ国側の体制

本プロジェクトの実施主体であるRTDは植民地体制からの自立後13年を経た現在、今後の放送発展のマスタープラン作りを構想しており、このため1990年10月から5ヵ月間国内各地で、国際電気通信連合(ITU: International Telecommunication Union)の専門家の支援でテレビ・ラジオ放送の受信測定を行う事、1991年の国勢調査の際にテレビ・ラジオ受信機の普及調査を行う事などを予定している。

本プロジェクトはRTDのこれからの発展を支える重要な1歩となるものであり、RTDは要員の確保・研修についても計画の具体化を進めている。

RTDはテレビ番組制作の技量についてなお習熟すべき余地を残しているが、現用機材・施設の維持・管理については熱意と創意を駆使して高い能力を示しており、プロジェクト完成後の運用についても不安はないといえる。

ジブティ国政府は本プロジェクトを政府の優先事項と位置づけており、プロジェクトの完成・運用について積極的な取組みが期待できる。

評 価

ジブティ国は典型的な開発途上国であり、この状態を脱するため懸命の国造りを行っている処である。本プロジェクトはこの国造りを支援するうえで最適規模のものとなっており、完成後はジブティ国民に対する重要な情報媒体の役割をになう事になる。

受像機が更に普及し、視聴人口が増えるにつれて、情報伝達の効果も当然増大する。

施設を運用するRTDの体制・能力にも問題はなく、ジブティ国政府の支援姿勢にも熱意が感じられる。

本プロジェクトは適確な目標とコストに基づいており、ジブティ国にとっての有用性、日本の無償資金協力案件としての妥当性が十分にあるため、できるだけ早く実施する事が望ましい。

結 論

開発途上国に対する我が国の援助の中で食糧援助のように即効性のあるものや、職業訓練センター計画のように技術者が何人養成できたとか、農業援助のように農産物何万トンの収穫が可能になったというように裨益効果が目に見える形で具体的に表現できるものが多い。

その点、本件のような放送案件は、視聴者、或いは国民に直接、物質的、金銭的な恩恵を与えるものではなく、その効果も直ちに目に見える形で表れるものでもない。しかし、その情報伝達機能は、広く、平等に国民全部を対象として、知性、感性に訴え、国の発展に寄与できるという意味で、目に見えない大きな力を発揮する。

技術の進歩により、テレビ受像機の性能もよくなり、しかも年々価格も安くなっている。ジブティ国でも、現在、テレビ電波の人口カバレッジは既に70%に達し、実際に国民の半数以上が日常テレビに接している。世界の片隅で起こった出来事も、地球規模のテレビ・ネットワークを通して瞬時に世界中の人々の知るところとなる。

よく問題となる南北格差にしても、その大きな原因の一つが情報量の南北格差であると云われている。

本プロジェクトの完成後、このテレビ番組制作センターから送り出される番組が、広くジブティ国民に親しまれるとともに、教育、産業、経済の発展への動機づけともなり、ジブティ国の発展、向上に寄与することが期待される。

現在のRTDの運営体制、要員の素質・能力等から見て、また本計画完成へ向けての要員の育成計画等から見ても、本計画完成後、RTDの云うジブティ国の必要とする番組の制作、自

主制作番組の増にRTDとして十分対応可能であり、設備の維持、管理にも問題はないと判断される。

提 言

(1) ジブティ側負担工事

この計画を円滑に実施するため、まず着工前の敷地の埋立て整地が前提条件となる。続いて給排水引込接続工事、電力、電話の引込工事等、遅滞なく進められる必要がある。また、新テレビ・センターの完成に伴って、外柵、門扉等の工事も必要となるので、これらジブティ側負担工事について必要な予算措置を講じておく他、諸手続きを早期に進めておくべきである。

(2) 工事完成時の手順

新テレビ・センター完成の時点では、放送を中断することなく、旧設備から新設備への切換えが必要となる。特に本計画では、現在のテレビスタジオの機材、設備は、新しいニュース・スタジオに移設されることになるので、円滑な移転、切換えが必要となる。この切換えは大略つぎの手順で行われる。

- まず、番組制作スタジオ(168m²)を先に完成させる。

(建築、放送設備とも)

- 現在のスタジオで実施しているニュース放送、番組制作等の業務をすべて新しい制作スタジオに移す。

- 現在のスタジオの設備を、新しいニュース・スタジオ等に移す。

- 新しいテレビ・センターのシステムを完成させる。

このような移転作業を円滑に実施するには、RTDの要員の新しい設備についての訓練、習熟が必要であり、工事を担当する日本側と、設備を使って放送するRTD側との相互の密接な協力が必要となる。

(3) 完成後の維持、運営費

このテレビ番組制作センターは、テレビ・スタジオ2室、主・副調整室、音声ダビング室等々、それぞれ機能の異なった作業室、その中に収容される高度の電子機器という具合に、建築物と設備とが一つのシステムとして一体となって機能を発揮する。

スタジオ照明の電球のように、或る定まった寿命で消耗するもの、VTR、テープレコーダの回転機器のように運転時間により磨耗するもの、録音、録画テープのように毎日消費するもの…等々、日常の運転費用は、従来に較べて可成りの増額が必要となる。

また、テレビ・スタジオは“照明”という大きな熱源(制作スタジオの照明電源容量80kw)を抱えており、ジブティ国が夏期には最高50°Cにも達するという炎熱の地であるだけに、冷房設備は不可欠のものとなる。保守、維持運転のための予算は十分確保しておく必要がある。

(4) RTD要員の研修

RTDはプロジェクト運営に当って、技術・番組制作の要員の増員を計画しているが、この新規採用者を含め、新施設の維持・管理要員、各種番組の自主制作要員に対する研修を計画的に行う必要がある。とりわけ番組制作については、番組の種類が増え、長時間番組の数も増えるため、高レベルの制作テクニックに十分に習熟しなければならない。

研修はRTD自身の職場研修のほか、先進諸国の協力による研修が考えられるが、特に日本の技術協力による研修については、早期に必要な手続をとる事が望ましい。

またRTDが現在推進している「総合研修5ヵ年計画」は、実施されればプロジェクト運営を支援する効果もあるため、ぜひ全面的に実施されることが望ましい。

(5) 番組編成

プロジェクト完成後の自主制作番組を中心とした番組編成について、RTDは編成方針の大枠を固めつつあるが、具体的な番組編成作業は、個々の番組企画のほかに、要員・施設・予算の運用と総合的に関連づけて進める必要があり、十分な事前準備が必要となる。

プロジェクト完成後の初期段階では、自主制作番組の比率がまだ限られているため、番組編成作業も比較的容易である。しかし新施設の運営が軌道に乗り、自主制作番組の比率が

高くなるにつれて、番組編成作業も複雑化する。このためRTDとしては新施設の運営開始後の早い段階から、長期的な番組編成計画の具体化に着手すべきである。

付 属 資 料

- (1) 調査団氏名
- (2) 調査日程
- (3) ジブティ国側担当者、協力者、および表敬先
- (4) 協議議事録 (フランス文)
同和訳文

資料(1) 調査団氏名

1. 基本設計調査(1990年1月31日~2月25日)

団長	今村 徹	： 外務省 経済協力局 無償資金協力課
放送技術	大蔵 啓	： 郵政省 通信政策局 国際協力課 第2国際協力係長
副総括、放送管理	菅 波 志 女	： 全日本テレビサービス(株)
スタジオ計画	中野 正三	： 同 上
番組制作設備	井上 一美	： 同 上
建築設計	植田 清	： 同 上
施設設備	今井 英敏	： 同 上
通訳	福島 綾子	： 国際協力サービスセンター

2. ドラフト説明(1990年6月12日~6月26日)

団長	青木 純一	： 郵政省 通信政策局 国際協力課 国際協力調査官
協力企画	富永 純正	： 外務省 中近東アフリカ局 アフリカ第1課
調整	柏谷 亮	： 国際協力事業団 無償資金協力調査部 基本設計調査第2課
副総括、放送管理	菅 波 志 女	： 全日本テレビサービス(株)
スタジオ計画	中野 正三	： 同 上
建築設計	植田 清	： 同 上
通訳	福島 綾子	： 国際協力サービスセンター

資料(2) 調査日程

1. 基本設計調査(1990年1月31日~2月25日)

日順	月日	曜日	行程	業務概要
1	1/ 31	水	成田発 12:50 パリ着 17:40	(AF-275)
2	2/ 1	木	パリ発 09:25 ジブティ着 20:10	(AF-497)
3	2	金		国内打合せ、ムシャ島視察
4	3	土		情報総局長、RTD局長表敬、調査日程打合せ、ドラル中波放送所視察
5	4	日		IC/R説明、要請内容確認、RTD現状調査
6	5	月		RTD調査、(建築計画等)、アルタおよびディキルTV放送所調査
7	6	火		RTD調査、(建築・施設計画等)、海底ケーブル通信センター・衛星地球局調査
8	7	水		RTD、調査結果確認、協議議事録準備
9	8	木	官団員 ジブティ発 22:40	協議議事録署名、情報総局・外務省・帰国中の駐日大使挨拶、 官団員帰国 (AF-496)
10	9	金		国内打合せ、資料整理
11	10	土		RTD敷地調査、(地質、地震データ等分析)
12	11	日		RTD調査、資料収集、打合せ
13	12	月		RTD調査、(番組関係および海外放送機関との関連等)
14	13	火	B班 ジブティ着 11:20	RTD調査、経済開発計画調査、調査団B班ジブティ到着・国内打合せ (AF-495)
15	14	水		公共事業省(TP)地質調査(ボーリング)打合せ、契約書サイン、 RTD要員調査
16	15	木		RTD調査、ボーリング機材搬入(TP)
17	16	金		RTD調査、(番組制作設備、建築設備、報道体制・研修システム等)
18	17	土		RTD、7:00よりボーリング開始、アサル湖・タジュラ調査
19	18	日		RTD調査、(番組制作設備、建築設備、等)、ボーリング進行中
20	19	月		RTD、TP、統計局(ISERST)調査、(地震資料、建築法規等)
21	20	火		RTD調査、(収集資料の確認)、地質調査結果打合せ
22	21	水		TPより地質調査データ受領、RTD最終調査および確認
23	22	木	ジブティ発 22:40	RTDより必要資料の残部受領、RTD、情報総局あいさつ、帰国
24	23	金	パリ着 06:00	(AF-496)
25	24	土	パリ発 11:25	(AF-270)
26	25	日	東京着	

2. ドラフト説明(1990年6月12日~6月26日)

日順	月日	曜日	行 程	業 務 概 要
1	6/ 12	火	成田発 21:00	(AF-271)
2	13	水	パリ着 06:45 パリ発 14:35	(AF-477)
3	14	木	ジブティ着 00:15	外務・国際協力省、情報総局表敬 RTD調査日程等打合せ 午後団長以下3名アイキル地区視察
4	15	金		(引き続き)アイキル地区視察 資料整理
5	16	土		外務省会議室、ドラフト・レポート説明、協議
6	17	日		同 上
7	18	月		同 上
8	19	火		同 上
9	20	水	官団員 ジブティ発 23:00	協議議事録署名 情報総局長あいさつ (AF-468)
10	21	木	官団員 パリ発	コンサルタント団員補足調査
11	22	金		同 上
12	23	土	官団員 成田着	同 上
13	24	日	コンサルタント 団員 ジブティ発 02:40 パリ着 10:30	(AF-470)
14	25	月	コンサルタント 団員 パリ発 17:00	(AF-276)
15	26	火	コンサルタント 団員 成田着 11:00	

資料 (3) ジブティ国側担当者、協力者、および表敬先

1. 基本設計調査 (1990年1月31日~2月25日)

- M. Ismaël Houssein Tani : Secrétaire Général à l'Information
- M. Mohamed Djama Aden : Directeur Général, RTD
- M. Mohamed Moussed Yahya : Chef du Service Technique, RTD
- M. Omar Said Bileh : Chef du Service des Programmes, RTD
- M. Idriss Moussa Robleh : Chef, Département TV, RTD
- M. Arreh Houssein Ragueh : Chef, Département Emission, RTD
- M. Ahmed Douale : Responsable Emission, FM-TV, RTD
- M. Ahmed Hersi : Architecte, Ministère des TP
-
- M. Christophe Farah Ibrahim : Rédacteur en chef du Service de l'Information, RTD
- M. Houssein Ali Chirdon : Chef du Service Administratif et Financier, RTD
- M. Bernard Erouart : Conseiller Technique, RTD
- M. Mohamed Farah Moussa : Producteur, RTD
- M. Kamal Ahmed Omar : Producteur, RTD
- M. Abdi Aden Hadi : Journaliste, RTD
-
- M. Rachad Farah : Ambassadeur de Djibouti au Japon
- M. Gaouad Farah : Directeur Général,
Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération
- M. Joseph Casano : Conseiller, Premier Ministre et Planification
- M. Le Diffon : Chef de la Subdivision Laboratoire Travaux Publics
- M. Abdoukarim Moussa Omar : Chef, Service Commercial,
Port Automé International de Djibouti

2. ドラフト説明(1990年6月12日~6月26日)

- M. Ismaël Houssein Tani : Secrétaire Général à l'Information
- M. Ali Moussa Iye : Directeur de la Presse et de l'Audiovisuel au
Secrétariat Général à l'Information
- M. Mohamed Farah Moussa : Directeur Général, RTD
- M. Mohamed Mousseid Yahya : Chef du Service Technique, RTD
- M. Arréh Houssein Raguch : Chef, Département Emission, RTD
-
- M. Christophe Farah Ibrahim : Rédacteur en chef du Service de l'Information, RTD
- M. Bernard Erouart : Conseiller Technique, RTD
-
- M. Gaouad Farah : Directeur Général,
Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération
- M. Casim Ahmed Dini : Représentant du
Ministère des Affaires Etrangères et de la Coopération

資料 (4) 協議議事録

1. 基本設計調査

PROCES-VERBAL

DES DISCUSSIONS ENTRE LA DELEGATION DJIBOUTIENNE ET LA DELEGATION JAPONAISE PORTANT SUR L'ETUDE MENEES SUR PLACE DANS LE CADRE DU PLAN DE BASE RELATIF AU PROJET DE CONSTRUCTION DU CENTRE TELEVISION EN REPUBLIQUE DE DJIBOUTI

Le Gouvernement de Djibouti a soumis au Gouvernement du Japon une requête en vue du financement, par une subvention non-remboursable, du projet de Construction du Centre Télévision en République de Djibouti, dénommé ce-après le Projet. Suite à cette requête le Gouvernement du Japon a décidé d'effectuer une étude sur place du plan de base du Projet et a chargé l'Agence Japonaise de Coopération Internationale dénommée ci-après "JICA" de cette mission. La JICA a envoyé, du 31 janvier, au 25 février 1990, à la République de Djibouti une mission d'étude conduite par Monsieur Toru IMAMURA, Officiel du Service de l'Aide Financière à Titre de Don, Bureau de la Coopération Economique, Ministère des Affaires Etrangères.

Prenant en considération les premiers résultats des études menées sur place, la mission japonaise a effectué une série de concertations et d'échanges de points de vue avec notamment Monsieur ISMAËL H. TANI, Secrétaire Général à l'Information, et les responsables concernés du gouvernement de la République de Djibouti.

A l'issue de ces discussions, les deux parties sont convenues de recommander à leur gouvernement respectif de prendre en considération les points ci-après en vue de la réalisation du Projet.

Fait à Djibouti, le 8 février 1990

ISMAËL H. TANI
Secrétaire Général
à l'Information

Toru IMAMURA
Chef de la Mission Japonaise
d'Etude pour le Plan de
base du Projet

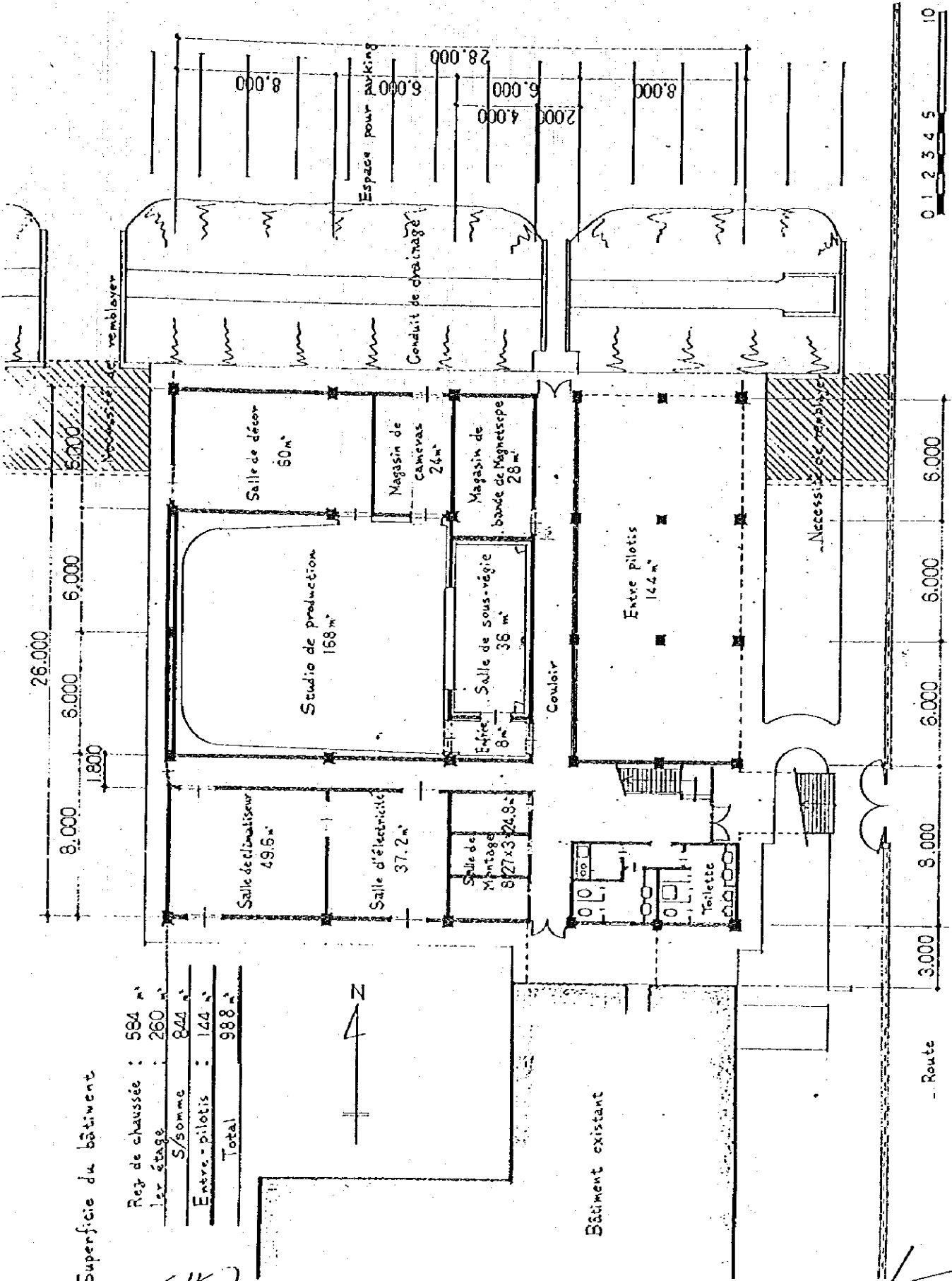
1. En ce qui concerne les installations d'émission de la télévision de la RTD: Radiodiffusion Télévision de Djibouti qui est un seul organisme d'émission de Djibouti, on est en état d'utiliser une partie du bâtiment pour la radiodiffusion construit à l'époque de colonie française après y avoir fait des améliorations.
Comme les installations, notamment les équipements pour la production des programmes sont très pauvres, environ 80% des programmes sont des ceux qui sont produits par les pays étrangers. Telle situation ne répond pas à aucune demande des téléspectateurs de Djibouti qui est le pays d'indépendance.
Le présent Projet a but de contribuer à promouvoir le développement de la nation, par l'aménagement des installations de la production, augmentant le taux des programmes produits par les Djiboutiens.
2. L'objectif du présent Projet, c'est de construire un bâtiment-annex pour la production des programmes de la télévision, dans le site de la RTD à la capital de Djibouti, et d'installer les équipements relatifs à la production des programmes.
3. Le site du Projet est le suivant:
4, Avenue St. Laurent du Var, Djibouti
4. L'organisme chargé de la réalisation du Projet est le suivant:
Radiodiffusion Télévision de Djibouti (RTD) placée sous la tutelle du Secrétariat Général à l'Information.
5. La mission japonaise transmettra à son gouvernement la requête mentionnée ci-dessous de la République de Djibouti dans le cadre de la Coopération financière non-remboursable du gouvernement du Japon:
 - 1) Construire le Centre de la télévision composé d'un studio de Production de la télévision (168m²) et d'un studio d'information (48m²), à côté du bâtiment existant de RTD. Le plan fondamental du bâtiment ci-joint.
 - 2) Pour le Centre de la Production de la télévision, installer les équipements nécessaires à la production des programmes de la télévision.
 - 3) En ce qui concerne les équipements de la production existants, déplacer les équipements utilisables (ex. cameras, VTRS, équipements d'image et équipements de son) au Centre de la télévision.
 - 4) Installer le passage avec le couverture à l'abri de la pluie entre le bâtiment existant et le Centre de la Production de la télévision.
 - 5) La partie du Entre-pilotis au rez de chaussée du bâtiment en considérant l'extention à l'avenir réalisée par la RTD

- 6) Pour ce qui concerne l'émetteur, la RTD déplace l'émetteur existant de la télévision de 100W, au centre de l'émission que sera réalisée par les Djiboutiens dans le bâtiment existant.
6. La délégation japonaise a présenté à la délégation djiboutienne le système de la coopération financière non-remboursable accordée par le gouvernement japonais dont notamment l'emploi, en principe, des consultants et des entreprises japonais en ce qui concerne la réalisation des projets qui entrent dans ce cadre; la délégation djiboutienne a exprimé son consentement.
7. Lorsque la décision sera prise en faveur de la réalisation du Projet par le gouvernement du Japon, le gouvernement de la République de Djibouti prendra les mesures mentionnées dans l'Annexe I.

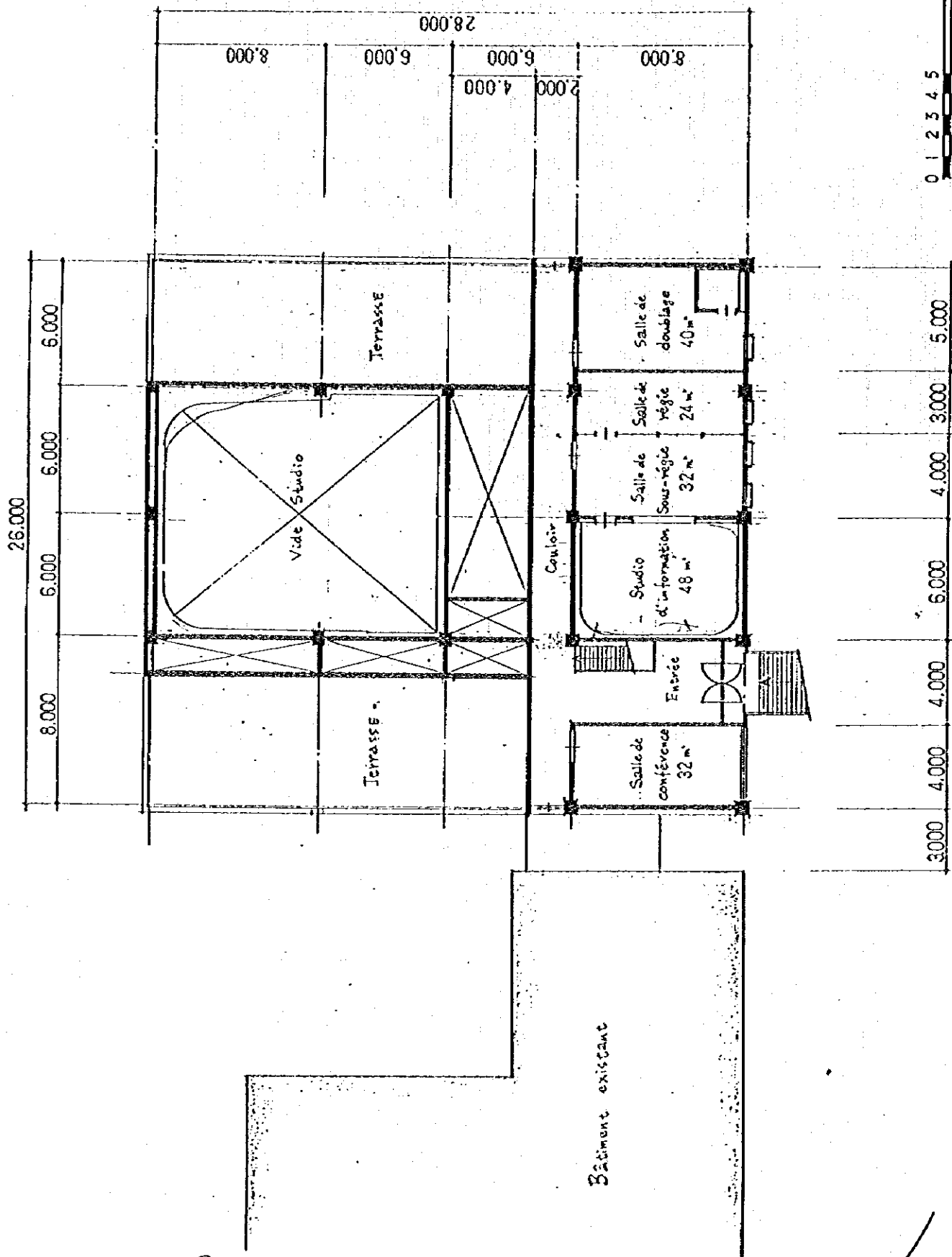
Superficie du bâtiment

Rez de chaussée :	584 m ²
1er étage	260 m ²
S/sonne	844 m ²
Entre-pilotis :	144 m ²
Total	988 m ²

Handwritten signature



Bâtiment existant



1990-02-08
 DU CENTRE DE LA TELEVISION DE LA REPUBLIQUE DE DJIBOUTI
 PLAN DE PREMIER ETAGE

Handwritten signature

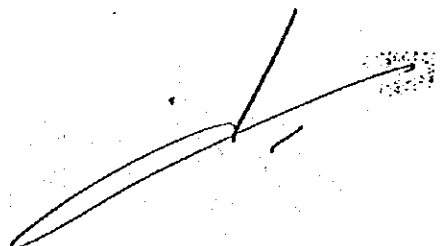
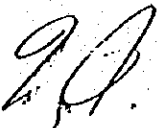
Handwritten signature

ANNEXE 1

Le Gouvernement de la République de Djibouti s'engage à prendre les mesures suivantes:

- 1°) Prévoir l'espace nécessaire de la réalisation du présent Projet.
- 2°) Dégager et remblayer des installations existantes qui ne sont pas nécessaires et des obstacles pour la réalisation du présent Projet qui se trouvent dans le site, avant le commencement des travaux.
- 3°) Aménager les clôtures nécessaires de la construction des installations du présent Projet et les voies d'accès, et fournir la quantité d'électricité suffisante pour l'usage des installations, et aménager l'installation des conduits de l'eau et des drainages jusqu'au site du présent Projet.
- 4°) Fournir aux consultants et contracteurs japonais qui participent à la réalisation du Projet suite à la demande de la République de Djibouti, toutes les informations nécessaires en ce qui concerne les travaux d'ingénierie.
- 5°) Exonérer de toute imposition fiscale intérieure, les droits de douane, les frais de dédouanement et les charges assimilées concernant les biens importés et les prestations de service liés à la réalisation du Projet. Veiller aussi à ce que les formalités administratives et l'acheminement de ces biens jusqu'au site soient assurés dans un délai convenable pour un bon déroulement du Projet.
- 6°) Supporter les commissions des opérations bancaires précisées ci-après effectuées par la banque japonaise des changes internationales agréée qui intervient dans l'arrangement bancaire:
 - Commission relative à l'avis d'autorisation de paiements.
 - Commission relative aux paiements.
- 7°) Accorder des facilités dans les procédures administratives, notamment sur l'entrée et le séjour au Djibouti à l'égard des expatriés japonais qui y sont chargés d'assurer les prestations de service ainsi que la fourniture des biens en vertu du contrat approuvé par le gouvernement japonais.
- 8°) Exonérer les expatriés japonais cités ci-dessus de toute imposition fiscale, douanière et autres charges assimilées à condition que ces mesures soient conformes aux réglementations en vigueur en République de Djibouti.

- 9°) Accorder aux consultants et contracteurs japonais, toutes les autorisations administratives telles que les permis et licences requis pour la réalisation du Projet.
- 10°) Veiller à ce que les matériaux, les équipements et les installations qui sont fournis ou réalisés dans le cadre du Projet, soient exploités et entretenus de façon adéquate, de même qu'un budget nécessaire à cet effet soit prévu.
- 11°) Désigner des responsables djiboutiens, chargés du suivi du Projet.
- 12°) Supporter toutes les charges qui sont en dehors du cadre de la Coopération financière non-remboursable du gouvernement japonais.



協議議事録

ジブティ共和国テレビ番組制作施設整備計画基本設計調査に係わる

ジブティ国代表団と日本国調査団との協議

ジブティ国政府は、ジブティ国テレビ番組制作施設整備計画(以下本計画)に係わる無償資金協力による出資を日本国政府に要請した。

この要請に基づいて日本国政府は基本設計調査の実施を決定し、本調査を国際協力事業団(以下JICA)に委託した。

JICAは、外務省経済協力局無償資金協力課事務官 今村徹を団長とする調査団をジブティ国に1990年1月31日から2月25日まで派遣した。

現地調査の結果を考慮し、調査団はジブティ国政府の情報事務総長イスマイル H. タニおよび関係者と協議を重ね、意見を交換した。

その結果両者は、本計画の実施に当り、下記事項を夫々の政府に伝えることを合意した。

1990年2月8日 ジブティ

今村 徹
基本設計調査団長

イスマイル H. タニ
情報事務総長

- I. ジブティ国唯一の放送機関である国营放送(RTD: Radiodiffusion Télévision de Djibouti)のテレビ放送施設は、仏植民地当時建設されたラジオ放送施設の1部を改造して利用している状態で、特に番組制作設備が非常に貧弱であるため、番組の80%が外国制作番組であり、独立国であるジブティ国の視聴者の要望に答えていない。
本プロジェクトはRTDのテレビ番組制作施設を整備することにより、自主制作番組の比率を増やし、国家開発の推進に寄与するものである。
- II. 本プロジェクトの目的は、首都ジブティ市のRTD敷地内に、現放送会館に隣接してテレビ番組制作棟を建設し、制作関連機器を設置するものである。
- III. プロジェクト・サイトの所在地は、ジブティ市サンロラン・デュ・バル通 4 である。
(4, Avenue St. Laurent du Var, Djibouti)
- IV. ジブティ国側の本計画責任機関は情報総局であり、実施機関はジブティ・ラジオ・テレビ放送局(RTD)である。
- V. 日本国調査団は、無償資金協力の枠内でのジブティ国側の下記要請を日本国政府に伝える。
 - 1) テレビ制作スタジオ(168m²)、およびニューススタジオ(48m²)からなるテレビ・センターを現存のRTDの建物の横に建設する。その平面図を添付する。
 - 2) テレビ番組制作に必要な資機材を整備する。
 - 3) 現有の番組制作機材で使用可能なもの(カメラ、VTR、映像、音声機器等)はテレビ・センターに移設する。
 - 4) 現建物とセンターの間には雨よけのカバーをもつ通路を設置する。
 - 5) 1階ピロティー部分は、将来RTD側で増築できるよう配慮する。
 - 6) 送信機に関しては、現存の100W送信機をジブティ(RTD)側担当で現建物の中に整備される送信センターに移設する。

- VI. 日本国調査団は、無償資金協力の実施に際しては、日本国のコンサルタント、企業等を使うという原則を含む無償資金協力のシステムを説明し、ジブティ国側は、これをよく理解した。

- VII. 日本国政府による無償資金協力が本計画に対してなされる場合に、ジブティ国政府が措置すべき事項は付属書Iのとおりである。

付 属 書 I

ジブティ国政府が措置すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本計画の実施に必要な土地を確保する。
- (2) 本計画サイト中の不要な既存施設および本計画の実施に障害となる物の撤去並びに整地を、本計画工事着工前に行う。
- (3) 本計画施設の建設に必要な囲障およびアクセス道路の整備、並びに施設の使用に必要な電力の供給、および給排水施設をサイトまで整備する。
- (4) 日本人コンサルタントおよび建設業者に対し、工事实施に必要な資料および情報を提供する。
- (5) 本計画のために輸入される資機材について、陸揚げおよび通関、並びにジブティ国内の輸送が速やかに行われるように必要な措置を取る。
- (6) 銀行取決めに基づく、本邦銀行への手数料(通知手数料および支払い手数料)を負担する。
- (7) 本計画のために役務を提供する日本国民に対し、ジブティ国への入国および同国における滞在に必要な便宜を与える。
- (8) 本計画に関する機材および役務の供与に関し、ジブティ国内において課せられる関税、内国税、その他の課徴金を免除もしくは負担する。
- (9) 本計画の実施に際し、ジブティ国内で必要とされる許可、免除等について、ジブティ国の法律にのっとり、これを発給し、許可する。

- (10) 予算および体制をあらかじめ確保し、無償資金協力により供与される施設を的確に維持管理する。
- (11) ジブティ国側の本計画担当者を選定する。
- (12) 日本側が負担するものを除くその他すべての経費を負担する。

2. ドラフト説明

PROCES-VERBAL

DES DISCUSSIONS ENTRE LA DELEGATION DJIBOUTIENNE ET LA DELEGATION JAPONAISE PORTANT SUR LE RAPPORT PREPARATOIRE DE L'ETUDE DU PLAN DE BASE RELATIF AU PROJET DE CONSTRUCTION DU CENTRE TELEVISION EN REPUBLIQUE DE DJIBOUTI

Le Gouvernement de Djibouti a soumis au Gouvernement du Japon une requête en vue du financement, par une subvention non-remboursable, du projet de Construction du Centre Télévision en République de Djibouti, désignée ce-après le Projet. Suite à cette requête le Gouvernement du Japon a décidé d'effectuer une étude sur place du plan de base du Projet et a chargé l'Agence Japonaise de Coopération Internationale désignée ci-après "JICA" de cette mission. La JICA a envoyé, du 31 janvier au 25 février 1990, à la République de Djibouti une mission d'étude conduite par Monsieur Toru IMAMURA, Officiel du Service de l'Aide Financière à Titre de Don, Bureau de la Coopération Economique, Ministère des Affaires Etrangères.

A l'issue de cette étude, a été rédigé le rapport préparatoire et JICA a envoyé une autre mission, dirigée par M. Junichi AOKI, Conseiller Spécial, Division de Coopération Internationale, Bureau de la Politique des Télécommunications, Ministère des Postes et Télécommunications, afin d'expliquer et de discuter ce rapport à partir du 14 juin au 24 juin 1990.

Les deux parties ont eu des discussions sur le rapport et sont convenues des principaux points ci-joints en vue de la réalisation du Projet.

Fait à Djibouti, le 20 juin 1990

青木 純一

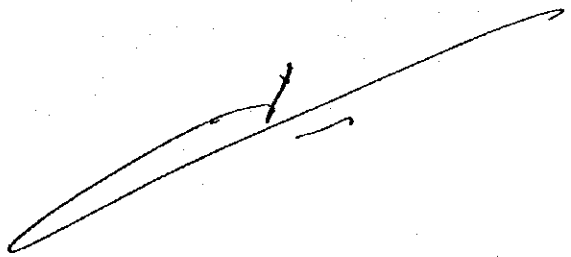
Junichi AOKI
Chef de la Mission Japonaise
d'Etude pour le Plan de
base du Projet

Ismaél H. TANI
Secrétaire Général
à l'Information

PRINCIPAUX POINTS D'ACCORDS

- 1) A la suite de 4 jours de discussions sur le rapport préparatoire de toutes les propositions et demandes de modifications avancées par la partie Djiboutienne ont été retenus les deux points suivants;
 - Accord pour installer deux ventilateurs dans la salle de décor
 - Accord pour ajouter des éléments de motifs architecturaux au bâtiment à construire, dans la mesure où le budget le permet.
- 2) La partie Djiboutienne confirme que les travaux de remblayage nécessaire pour la construction du site sera terminés dans 4 mois après la conclusion de l'Echange de Notes.
- 3) Les rapports définitifs sur le Projet (20 exemplaires en français) seront présentés à la République de Djibouti à la fin de août 1990.
- 4) La partie Djiboutienne a compris le système de la coopération financière non-remboursable et a confirmé les mesures à prendre par la partie djiboutienne, mentionnées dans l'ANNEXE 1 du Procès-verbal fait le 8 février 1990.
- 5) La partie Djiboutienne a exprimé le souhait d'une formation pour au moins 10 personnes au Japon dans le cadre du projet pour assurer le maintien et l'exploitation du Centre.

a



ANNEXE 1

Le Gouvernement de la République de Djibouti s'engage à prendre les mesures suivantes:

- 1°) Prévoir l'espace nécessaire de la réalisation du présent Projet.
- 2°) Dégager et déblayer des installations existants qui ne sont pas nécessaires et des obstacles pour la réalisation du présent Projet qui se trouvent dans le site, avant le commencement des travaux.
- 3°) Aménager les clôtures nécessaires de la construction des installations du présent Projet et les voies d'accès, et fournir la quantité d'électricité suffisante pour l'usage des installations, et aménager l'installation des conduits de l'eau et des drainage jusqu'au site du présent Projet.
- 4°) Fournir aux consultants et contracteurs japonais qui participent à la réalisation du Projet suite à la demande de la République du Djibouti, toutes les informations nécessaires en ce qui concerne les travaux d'ingénierie.
- 5°) Exonérer de toute imposition fiscale intérieure, les droits de douane, les frais de dédouanement et les charges assimilées concernant les biens importés et les prestations de service liés à la réalisation du Projet. Veiller aussi à ce que les formalités administratives et l'acheminement de ces biens jusqu'au site soient assurés dans un délai convenable pour un bon déroulement du Projet.
- 6°) Supporter les commissions des opérations bancaires précisées ci-après qu'effectue la banque japonaise des changes internationales agréée qui intervient dans l'arrangement bancaire:
 - Commission relative à l'avis d'autorisation de paiements.
 - Commission relative aux paiements.
- 7°) Accorder des facilités dans les procédures administratives, notamment sur l'entrée et le séjour au Djibouti à l'égard des expatriés japonais qui y sont chargés d'assurer les prestations de service ainsi que la fourniture des biens en vertu du contrat approuvé par le gouvernement japonais.
- 8°) Exonérer les expatriés japonais cités ci-dessus de toute imposition fiscale, douanière et autres charges assimilées à condition que ces mesures soient conformes aux réglementations en vigueur en République du Djibouti.
- 9°) Accorder aux consultants et contracteurs japonais, toutes

les autorisations administratives telles que les permis et licences requis pour la réalisation du Projet.

- 10°) Veiller à ce que les matériaux, les équipements et les installations qui sont fournis ou réalisés dans le cadre du Projet, soient exploités et entretenus de façon adéquate, de même qu'un budget nécessaire à cet effet soit prévu.
- 11°) Désigner des responsables djiboutiens, chargés du suivi du Projet.
- 12°) Supporter toutes les charges qui sont en dehors du cadre de la Coopération financière non-remboursable du gouvernement japonais.



協議議事録

ジブティ共和国テレビ番組制作施設整備計画基本設計調査

ドラフト・ファイナル・レポートに係わる

ジブティ国代表団と日本国調査団との協議

ジブティ国政府は、ジブティ国テレビ番組制作施設整備計画(以下本計画)に係わる無償資金協力による出資を日本国政府に要請した。

この要請に基づいて日本国政府は基本設計調査の実施を決定し、本調査を国際協力事業団(以下JICA)に委託した。

JICAは、外務省経済協力局無償資金協力課事務官 今村徹を団長とする調査団をジブティ国に1990年1月31日から2月25日まで派遣した。

本調査の結果ドラフト・ファイナル・レポートが作成され、JICAは本レポートについて説明し協議するため、郵政省通信政策局国際協力課国際協力調査官 青木純一を団長とする調査団をジブティ国に1990年6月14日から6月24日まで派遣した。

両者は本レポートについて協議を重ね、本計画実施のため、別紙記載事項について合意した。

1990年6月20日 ジブティ

青木 純一
基本設計調査団長

イスマイル H. タニ
情報総局長

合意事項

- 1) ドラフト・ファイナル・レポートに関し、ジブティ国側より提起された修正の提案、要望等についての4日間にわたる協議の結果、次の2点が確認された。
 - 大道具室に、扇風機2台を設置すること(天井付き)
 - 建設される建物に、予算の許す範囲内で建築的な模様(モチーフ)の要素を盛り込むこと
- 2) ジブティ国側は、建設に必要なサイトの埋め立て工事をE/N締結後4ヶ月以内に終了することを確認する。
- 3) 本プロジェクトのファイナル・レポート(仏文, 20部)は、1990年8月末にジブティ国に提出される。
- 4) ジブティ国側は無償資金協力システムを理解し、ジブティ国側が(本計画実施のために)措置すべき事項(1990年2月8日付け協議議事録付属書Iに記載)を確認した。
- 5) ジブティ国側は、本計画のテレビセンターの保守、運用を確実にするため、このプロジェクトの枠の中で、少なくとも10名の日本における研修要望を表明した。

付 属 書 I

ジブティ国政府が措置すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本計画の実施に必要な土地を確保する。
- (2) 本計画サイト中の不要な既存施設および本計画の実施に障害となる物の撤去並びに整地を、本計画工事着工前に行う。
- (3) 本計画施設の建設に必要な開墾およびアクセス道路の整備、並びに施設の使用に必要な電力の供給、および給排水施設をサイトまで整備する。
- (4) 日本人コンサルタントおよび建設業者に対し、工事实施に必要な資料および情報を提供する。
- (5) 本計画のために輸入される資機材について、陸揚げおよび通関、並びにジブティ国内の輸送が速やかに行われるように必要な措置を取る。
- (6) 銀行取決めに基づく、本邦銀行への手数料(通知手数料および支払い手数料)を負担する。
- (7) 本計画のために役務を提供する日本国民に対し、ジブティ国への入国および同国における滞在に必要な便宜を与える。
- (8) 本計画に関する機材および役務の供与に関し、ジブティ国内において課せられる関税、内国税、その他の課徴金を免除もしくは負担する。
- (9) 本計画の実施に際し、ジブティ国内で必要とされる許可、免除等について、ジブティ国の法律にのっとり、これを発給し、許可する。

- (10) 予算および体制をあらかじめ確保し、無償資金協力により供与される施設を的確に維持管理する。
- (11) ジブティ国側の本計画担当者を選定する。
- (12) 日本側が負担するものを除くその他すべての経費を負担する。

JICA